

たわらやま介護医療院重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・法人名 医療法人生山会
- ・施設名 たわらやま介護医療院
- ・開設年月日 昭和55年4月20日
- ・介護保険事業 令和2年4月1日
- ・所在地 山口県長門市俵山4912番地1
- ・電話番号 0837-29-0101
- ・ファックス番号 0837-29-0772

(2) 介護医療院の目的と運営方針

介護医療院は、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護医療院サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにすること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[たわらやま介護医療院の運営方針]

- 1、当施設の従業者は、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における看護・介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う。
- 2、入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。
- 3、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行う。
- 4、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り総合的なサービスの提供に努める。

(3) 施設の職員体制

たわらやま介護医療院の従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

①管理者・医師 1人（常勤）（8：00～17：00）

管理者は、介護医療院に携わる従業者の総括管理、指導を行い、たわらやま介護医療院に携わる従業者の管理、相談を行う。なお、併設たわらやま診療所と併設介護老人保健施設かつら苑と兼務とする。

②医師 2人（非常勤）（8：00～17：00）

医師は、入所者の病状に応じて妥当適切に診療を行う。なお、併設たわらやま診療所と併設介護老人保健施設かつら苑と兼務とする。

③薬剤師 1人（常勤）（8：00～17：00）

薬剤師は、医師の処方に基づき入所者等の薬剤の調整及び製剤をするとともに薬品管理を行う。なお、併設たわらやま診療所と併設介護老人保健施設かつら苑と兼務とする。

④看護職員 8人以上（常勤） 日勤（8：00～17：00）…4名 （内非常勤 3人） 夜勤（16：00～8：00）…1名 半勤（8：00～12：00）…1名

看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。

- ⑤介護職員 10人以上（常勤） 日勤（8：00～17：00）…3名
（内非常勤 2人） 早番（7：00～16：00）…1名
夜勤（16：00～8：00）…1名
遅番（9：30～18：30）…1名
中番（9：00～18：00）…1名
半勤（8：00～12：00）…1名

介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。

⑥理学療法士・言語聴覚士

- ・理学療法士 2人以上（常勤）（8：00～17：00）
・言語聴覚士 1人（常勤）（8：00～17：00）

理学療法士・言語聴覚士は、入所者の状態に応じた機能訓練・指導を行う。

なお、理学療法士の内1人は介護支援専門員と併設たわらやま診療所と兼務とする。

⑦栄養士

- ・管理栄養士 1人（常勤）（8：00～17：00）
・栄養士 1人（常勤）（8：00～17：00）

栄養士は、入所者等の食事献立をするとともに栄養指導を行う。

なお、栄養士は併設介護老人保健施設かつら苑と兼務とする。

⑧介護支援専門員 1人（常勤）（8：00～17：00）

介護支援専門員は、適切な施設サービスが提供されるようサービス計画を作成する。

なお、理学療法士と併設たわらやま診療所と兼務とする。

⑨診療放射線技師 1人（非常勤）（8：00～17：00）

診療放射線技師は、必要に応じ入所者の放射線検査を行う。

なお、併設たわらやま診療所と兼務とする。

⑩調理員 8人（常勤）（8：00～17：00）

調理員は、必要な調理を行う。なお、併設介護老人保健施設かつら苑と兼務とする。

⑪事務員 2人（常勤）（8：00～17：00）

事務員は、当施設の受付、会計経理、その他一般的事務処理、建物施設・設備の保守管理を行う。なお、内1人は併設たわらやま診療所と兼務、内1人は併設たわらやま診療所と併設介護老人保健施設かつら苑と兼務とする。

⑫支援相談員 1人（常勤）（8：00～17：00）

支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言・その他の援助を行う。

なお、併設たわらやま診療所と兼務とする。

(4) 入所定員等 ・定員 46名（Ⅱ型）

・療養室 個室（トイレ付）…4室 個室…6室 4人室…9室

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案（原則として3ヶ月で見直しを行います。）

この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 8時00分 昼食 12時00分 夕食 18時00分

③ 入浴（一般浴槽を使用する介助浴と寝たきりの利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護（医師と看護職員にて対応いたします。）

⑤ 介護（身の回りなどの介護を行います。退所時の支援も行います。）

⑥ リハビリテーション（原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。）

⑦ 援助サービス（支援相談員が要望や苦情などの相談に応じます。）

- ⑧ 栄養管理（栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理をいたします。）
- ⑨ 外出・外泊（家庭での生活に復帰できるよう外出や外泊をご家族にお願いしていきます。）
- ⑩ 行政手続代行・その他

3. 利用料金

(1) 基本料金

※施設利用料については、介護保険負担割合証の利用者負担の割合の1割の利用料を掲載しているが、2割、3割の場合は、以下の利用料金の2倍、3倍の利用額となります。

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

【多床室】

・要介護1	770円
・要介護2	867円
・要介護3	1075円
・要介護4	1165円
・要介護5	1245円

【個室】

・要介護1	659円
・要介護2	755円
・要介護3	963円
・要介護4	1053円
・要介護5	1133円

- *サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(介護職員のうち常勤職員が75%以上配置されている)として、上記施設利用料に6円/日が加算されます。
- *協力医療機関と連携体制を構築しているとして、上記施設利用料に50円(1月につき)が加算されます。
- *栄養マネジメント強化加算として、上記施設利用料に11円/日が加算されます。
- *療養食を提供している場合は療養食加算として、上記施設利用料に6円/回が加算されます。
- *経口による継続的な食事摂取を進めるため多職種及び専門職で指導管理を行った場合、経口維持加算(Ⅰ)・(Ⅱ)400円・100円(1月につき)が加算されます。
- *入所後30日間に限り初期加算として、上記施設利用料に30円/日が加算されます。
- *外泊の場合には、上記利用料に代えて362円/日となります。(1月に6日を限度)
- *退所時指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

・退所前に訪問して指導を行った場合	460円
・退所後に訪問して指導を行った場合	460円
・退所時に指導を行った場合	400円
・退所時情報提供を行った場合(居宅等へ退所)	500円
・退所時情報提供を行った場合(医療機関へ退所)	250円
・退所前連携を行った場合	500円
- *緊急時に所定の対応を行った場合、上記利用料に518円/日が加算されます。
- *他医療機関において診療が行われた場合は、上記利用料に代えて362円/日となります。(1月に4日を限度)
- *療養環境基準(廊下)減算として、上記施設利用料から25円/日が減算されます。
- *室料相当額控除として、上記施設利用料から26円/日が減算されます。

◇特別診療費に係る負担金

- ・褥瘡対策指導管理(Ⅰ)(1日につき) 6円
- ・褥瘡対策指導管理(Ⅱ)(1月につき) 10円
- ・初期入所診療管理 (入所時1回) 250円
- ・医学情報提供(Ⅰ)・(Ⅱ) 220円・290円
- ・理学療法リハビリ体制強化加算 35円
- ・理学療法(Ⅰ) (1回につき) 123円 (入所した日から4月を超えた期間においては、1月合計11回以上行った場合は11回目以降は86円)
- ・理学療法(Ⅰ)情報活用加算(1月につき) 33円

- ・言語聴覚療法 (1回につき) 203円 (入所した日から4月を超えた期間においては、1月合計11回以上行った場合は11回目以降は142円)
- ・言語聴覚療法情報活用加算 (1月につき) 33円
- ・摂食機能療法 (1日につき) 208円 (1月に4回を限度)

*科学的介護推進体制加算(Ⅰ)として、1月につき40円

*介護職員処遇改善加算(Ⅱ)として、基本サービス費と各種加算に、加算率(4.7%)を乗じた金額が加算されます。

② 食費 (1日当たり) 1850円 (朝食600円, 昼食650円, 夕食600円)

ただし、食費について負担限度額認定証をお持ちの方は、以下の負担となります。

第一段階	300円/日
第二段階	390円/日
第三段階①	650円/日
第三段階②	1360円/日

③ 居住費 (療養室の利用費)

- ・多床室 1日当たり 697円

ただし、負担限度額認定証をお持ちの方は、以下の負担となります。

第一段階	0円/日
第二段階	430円/日
第三段階①	430円/日
第三段階②	430円/日

- ・個室 1日当たり 1728円

ただし、負担限度額認定証をお持ちの方は、以下の負担となります。

第一段階	550円/日
第二段階	550円/日
第三段階①	1370円/日
第三段階②	1370円/日

(2) その他の料金

- ① 病衣 80円 (1日につき)
- ② 病衣 (大) 90円 (1日につき)
- ③ 洗濯代 (1カ月) 5500円 (業者に委託) ※原則としてご家族の対応をお願いします。
- ④ その他洗濯代 (毛布他) 690円 (1回につき・業者に委託)
- ※⑤ 理美容代 (業者代行サービス) 1000円～3000円
- ※⑥ テレビカード代 1000円 (1枚につき) 部屋でテレビを見るために必要です。
2階ナースステーション前の自動購入機にて、購入してください。

(3) 支払い方法

毎月10日すぎに前月分の請求書を発行いたします。お支払いは現金を受付けにお願いいたします。なお、月途中で退所される方については、退所日に請求書を発行いたします。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称……医療法人生山会 斎木病院
 - ・住所……長門市東深川134番地

- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称……上野歯科医院
 - ・住 所……長門市西深川４０８２－１

５．緊急時の対応及び連絡

当施設の医師が、利用者の病状からみて当施設において必要な医療を提供することが困難であるときは、併設病院（たわらやま診療所）又は協力病院（斎木病院）への診療（入院）になる場合があります。緊急時は、速やかに「契約書」にご記入いただいたご家族に連絡させていただきます。

６．施設利用に当たっての留意事項

- ・面会は、予約制です。（月・水・木（祝日を除く）当施設の指定時間）
- ・施設内の飲酒・喫煙は、禁止いたします。
- ・所持品、備品などの持ち込みにつきましては、事前にご相談下さい。
- ・金銭・貴重品の管理は、原則として施設ではいたしません。
- ・外泊時等の施設外での受診につきましては、事前にご相談下さい。
- ・ペットの持ち込みはご遠慮下さい。

７．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

８．非常災害対策

- ・防災設備……スプリンクラー、消火器、消火栓等を備えており非常災害に際して必要な対策を行っています。
- ・防災訓練……年２回以上実施しています。

９．事故発生時の対応

緊急の場合には「契約書」にご記入いただいた連絡先（家族等）に連絡し、市町村にも報告いたします。また、併設医療機関「たわらやま診療所」や協力医療機関「斎木病院」と連携を取り合い、速やかに対処いたします。

損害賠償などの問題が発生した場合には、当施設が加入しております「(株) 損害保険ジャパン」と協議し対応いたします。

１０．虐待の防止のための措置に関する事項

当施設では、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- （２）虐待の防止のための指針を整備しています。
- （３）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施しています。
- （４）虐待防止のための措置に関する責任者を選定しています。

責任者 施設長 斎木貞彦

１１．苦情相談対応

当施設には苦情相談に対する窓口として相談担当者が勤務しております。ご不明なことや要望・苦情等がありましたらお気軽にご相談ください。速やかに対応いたします。

<たわらやま介護医療院苦情相談窓口>

住所 長門市俵山４９１２－１

電話 ０８３７－２９－０１０１

相談担当者 石村美枝子

※その他、以下の窓口でも苦情相談を受け付けております。

長門市高齢福祉課介護支援係

住所 長門市東深川 1 3 3 9 - 1

電話 0 8 3 7 - 2 3 - 1 1 5 8

FAX 0 8 3 7 - 2 2 - 3 6 8 0

健康増進課健康推進係（三隅担当）

電話 0 8 3 7 - 4 3 - 2 4 4 4

健康増進課健康推進係（日置担当）

電話 0 8 3 7 - 3 7 - 2 1 9 3

健康増進課健康推進係（油谷担当）

電話 0 8 3 7 - 3 3 - 3 0 2 1

山口県国民健康保険団体連合会

住所 山口市朝田 1 9 8 0 番地の 7

電話 0 8 3 - 9 9 5 - 1 0 1 0

また、受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

1 2. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご覧下さい。

令和 2 年 4 月 1 日作成

令和 2 年 6 月 1 日改定

令和 2 年 7 月 1 日改定

令和 2 年 9 月 1 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 3 年 8 月 1 日改定

令和 3 年 9 月 1 日改定

令和 3 年 10 月 1 日改定

令和 4 年 10 月 1 日改定

令和 4 年 11 月 1 日改定

令和 5 年 7 月 1 日改定

令和 6 年 1 月 1 日改定

令和 6 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 6 月 1 日改定

令和 6 年 6 月 20 日改定

令和 6 年 8 月 1 日改定

令和 7 年 4 月 1 日改定

令和 7 年 8 月 1 日改定